

## 山口市介護保険料減免要綱

(趣旨)

第1条 山口市介護保険条例(平成17年山口市条例第135号)(以下「条例」という。)

第13条の規定に基づく介護保険料(以下「保険料」という。)の減免については、山口市介護保険条例施行規則(平成17年山口市規則第110号)(以下「規則」という。)第10条に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(減免の対象となる理由)

第2条 条例第13条第1項に規定する減免の対象となる理由については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第13条第1項第1号の「災害等」とは、火災、風水害、震災その他これに類するものをいう。

(2) 条例第13条第1項第1号の「生活が著しく困難となった」とは、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条第1項に規定する被保険者(以下「被保険者」という。)及びその属する世帯の生計を主として維持する者(以下「生計維持者」という。)が、災害等により所有する動産又は不動産について、損失を受けた額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)が、資産価格の100分の30以上である場合をいう。

(3) 条例第13条第1項第2号の「所得」とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、農業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得をいう。

(4) 条例第13条第1項第2号の「所得が皆無となったため」とは、被保険者及び生計維持者が死亡したこと、失業、事業の休廃業、疾病又は負傷したこと等の理由によるものであり、「これに準ずると認められる者」とは、この理由により所得が著しく減少したものをいう。

(5) 条例第13条第1項第2号の「生活が著しく困難となった」とは、被保険者及び生計維持者が属する世帯全員の当該年(又は条例第13条第2項の規定による申請のあった月以降12か月)の収入(不動産、預貯金、非課税収入等を含む。)の合計見込額が生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)により算出した被保険者及び生計維持者が属する世帯員の保護に要する費用の100分

の200を乗じて得た額を超えない場合であると認められる場合をいう。

(減免の割合)

第3条 保険料(随時及び過年度のものを含む。)を減免する割合は、次の各項に定めるとおりとする。

2 条例第13条第1項第1号に規定する災害等により被保険者及び生計維持者が所有する動産又は不動産について損失を受けた額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)が資産価格の100分の30以上であるときは、別表第1に定める減免率を保険料に乗じて得た額を当該保険料から減じる。

3 条例第13条第1項第2号に規定する当該年(又は条例第13条第2項の規定による申請のあった月以降12か月)の収入の合計見込額を被保険者及び生計維持者が属する世帯員の保護に要する費用の額で除した数値が1.0以下であるときには、被保険者の段階区分を現在の段階区分の保険料から第1段階の保険料に減ずる。

また、当該年の収入の合計見込額を被保険者及び生計維持者が属する世帯員の保護に要する費用の額で除した数値が1.0を超え、2.0未満のときには、別表第2に定める減免率を保険料に乗じて得た額を当該保険料から減じる。

4 前2項のいずれにも該当する場合は、その減免額の大きいものを適用する。

(減免の適用期間)

第4条 条例第13条第1項第1号の規定による減免は、損失を受けた日の属する月以降12か月間に到来する納期に係る保険料について適用する。

2 条例第13条第1項第2号の規定による減免は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については、同条第2項の規定による申請のあった日の属する月以降当該年度に到来する納期に係る保険料について、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については、申請のあった翌月以降の特別徴収対象年金給付の支払に係る月分以降当該年度に特別徴収される保険料について適用する。

(減免の取り消し)

第5条 市長は、偽りその他不正な行為により保険料の減免を受けた者については、直ちに保険料の減免を取り消すものとする。

(様式)

第6条 申請書及び減免を受けようとする理由を証明する書類等の詳細については、別紙様式第1号から様式第3号までのとおりとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(合併に伴う経過措置)

2 この要綱の規定にかかわらず、この要綱の施行日の前日までに、合併前の山口市介護保険料減免基準、小郡町介護保険条例施行規則(平成 12 年小郡町規則第 5 号)、秋穂町介護保険条例施行規則(平成 12 年秋穂町規則第 1 号)、阿知須町介護保険条例(平成 12 年条例第 9 号)、徳地町介護保険料減免及び利用者負担減免規程(平成 12 年徳地町規程第 3 号)の減免に関する規定によりなされた申請、通知その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた行為とみなす。

(阿東町の編入に伴う経過措置)

3 阿東町の編入の日の前日までに、編入前の阿東町介護保険料及び利用者負担減免規定(平成12年阿東町規則第25号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為のうち、保険料の減免にかかるものは、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(阿東町の編入に伴う特例)

4 平成21年度、平成22年度及び平成23年度において、条例附則第14項から第20項の規定が適用されるものについては、第3条第3項後段の規定にかかわらず、別表第3に定める減免率のうち、平成21年度及び平成22年度においては第3欄を、また、平成23年度においては第4欄を保険料に乗じて得た額を当該保険料から減じる。

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免の特例)

5 令和4年度末に資格を取得したことにより令和5年4月以降に納期限を迎える令和4年度の保険料の減免について、次の各号のいずれかに該当する者は、条例第13条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。ただし、第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1

項の規定による届出が行われなかったため令和5年4月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば 同年4月1日前に納期限が定められるべきものは除く。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

（特例減免の割合）

6 前項の規定により減免を行う場合の減免額は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に該当する場合 保険料額の全部

(2) 前項第2号に該当する場合（前号に該当する場合を除く。） 次の算式により算出した金額

$$\text{減免額} = (A \times B / C) \times d$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるところとする。

A 当該第1号被保険者の保険料額

B 当該主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額

C 主たる生計維持者の前年の合計所得金額

d 次の表の左欄に掲げる主たる生計維持者の前年の合計所得金額の区分

に応じ、同表の右欄に定める減免割合。ただし、主たる生計維持者の事業等の廃止又は失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、減免割合を10分の10とする。

前年の合計所得金額	減免割合
210万円以下であるとき	10分の10
210万円を超えるとき	10分の8

(特例減免の適用期間)

- 7 附則第5項に規定する減免については、申請日が当該第1号被保険者に係る保険料の最初の納期限の翌日以後であるときは、第4条に規定するもののほか、被保険者資格取得日以後であって当該申請日の前日までに納期限が到来した保険料についても、減免の対象とする。

(特例減免の申請期間)

- 8 附則第5項に規定する減免の申請期間は、令和5年5月1日までとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

(特例減免の申請様式)

- 9 附則第5項に規定する減免に関する申請書及び減免を受けようとする書類等の詳細については、第6条の規定にかかわらず、別紙様式第6号及び様式第7号とする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月30日の翌日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 7 日から施行し、改正後の山口市介護保険料減免要綱の規定は同年 2 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1(第3条関係)

損失割合	前年の合計所得金額	減免率
100分の30以上 100分の50未満	100万円以下	100分の60以下
	100万円を超え200万円以下	100分の40以下
	200万円を超え300万円以下	100分の30以下
100分の50以上 100分の80未満	100万円以下	100分の80以下
	100万円を超え200万円以下	100分の60以下
	200万円を超え300万円以下	100分の40以下
	300万円を超え500万円以下	100分の30以下
100分の80以上	100万円以下	100分の90以下
	100万円を超え200万円以下	100分の80以下
	200万円を超え300万円以下	100分の50以下
	300万円を超え500万円以下	100分の40以下

別表第2(第3条関係)

収入見込額／生活保護基準額	減免を受けようとする前の段階	減免率
1.0を超え 1.5未満	第2段階	100分の37以下
	第3段階	
	第4段階	100分の45以下
	第5段階	100分の50以下
	第6段階	
	第7段階	
	第8段階	
	第9段階	
	第10段階	
	第11段階	
	第12段階	
	1.5以上 2.0未満	第2段階
第3段階		
第4段階		100分の22以下
第5段階		100分の25以下
第6段階		
第7段階		
第8段階		
第9段階		
第10段階		
第11段階		
第12段階		



別表第3(附則第4項関係)

収入見込額／ 生活保護基準 額	減免を受けようと する前の段階	平成21年度及び平成22 年度の減免率	平成23年度の減免率
1.0を超え  1.5未満	第3段階	100分の33以下	100分の33以下
	特例第4段階	100分の42以下	100分の40以下
	第4段階	100分の49以下	100分の47以下
	第5段階	100分の50以下	100分の50以下
	第6段階		
	第7段階		
1.5以上  2.0未満	第3段階	100分の19以下	100分の19以下
	特例第4段階	100分の22以下	100分の22以下
	第4段階	100分の25以下	100分の25以下
	第5段階		
	第6段階		
	第7段階		